

E i w a N e w s

年末調整について

令和5年11月
(No. 220)

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。
今回は、年末調整の変更点についてご紹介いたします。

[1] 非居住者である扶養親族の扶養控除の適用要件の変更

(1) 扶養親族の範囲

居住者が、国外居住親族について扶養控除等(扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除)の適用を受けるためには、給与等の支払者に一定の確認書類(親族関係書類・送金関係書類等)の提出又は提示をする必要があります。

そして、令和5年1月から、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は、次に掲げる人となりました。

- ① 年齢16歳以上30歳未満の人
- ② 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人
 - (イ) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
 - (ロ) 障害者
 - (ハ) 扶養控除の適用を受けようとする者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人
- ③ 年齢70歳以上の人

非居住者である扶養親族の年齢等		扶養控除の適用	
		2022年以前	2023年以降
① 16歳～29歳			○
② 30歳～69歳	(イ) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	○	○
	(ロ) 障害者		○
	(ハ) 38万円以上の支払を受ける人		○
	(イ)(ロ)(ハ)以外の人		×
③ 70歳以上			○

(2) 扶養控除に係る確認書類

年末調整において、扶養控除の適用を受けようとする扶養親族が上記(1)に該当する場合には、その扶養親族に係る確認書類を、次の表のとおり、給与等の支払者に提出し、又は提示する必要があります。

非居住者である扶養親族の年齢等		扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
①16歳～29歳		「親族関係書類」	「送金関係書類」
②30歳～69歳	(イ)留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	(ロ)障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	(ハ)38万円以上の支払を受ける人	「親族関係書類」	「38万円送金書類」
	(イ)(ロ)(ハ)以外の人	扶養控除の対象外	
③70歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書類」

※「親族関係書類」とは、非居住者である親族が当該居住者の親族であることを証する一定の書類をいいます。

※「留学ビザ等書類」とは、外国政府等が発行した一定の書類で、その非居住者である親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することを証するものをいいます。

※「送金関係書類」とは、その年において非居住者である親族各人に生活費または教育費に充てるための支払を行ったことを明らかにする書類をいいます。

※「38万円送金書類」とは、非居住者である親族各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

なお、扶養控除等申告書の「生計を一にする事実」欄には、その年において国外居住親族に送金等をした額の総額を記載することとされています。この欄は年末調整時に記載するため、他の記載内容に異動がない場合であっても、次のいずれかの方法により「生計を一にする事実」欄の記載がされた扶養控除等申告書の提出を受ける必要があります。

- ① 当初提出された扶養控除等申告書とその居住者に返却し、国外居住親族への送金等の総額を追記して再度提出してもらう方法
- ② 国外居親族への送金等の総額を記載した扶養控除等申告書を別途提出してもらう方法

[2] 住宅ローン控除の控除率の変更等

(1) 控除率の変更・控除期間の延長

これまで住宅ローン控除の控除率は原則1%とされていましたが、令和4年中に居住した住宅については0.7%に変更されました。

また、控除期間についても最長10年とされていましたが、令和4年中に居住した新築住宅については最長13年へと延長されました。(中古住宅については従来通り10年です)

(2) 所得制限の変更

住宅ローン控除の適用対象者についても、従来の合計所得金額3,000万円以下から2,000万円以下へと変更されています。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。